別紙２

下表の修正箇所（下線を引いたものに限る。）において、提出された意見を踏まえて修正を行いました。

また、下表の修正箇所において、用語・規定の整理、条項の移動など、実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を行いました。

命令等	修正箇所
電波法施行規則等の一部を改正する省令	制定文
	第１条（電波法施行規則）新旧対照表中 第 44 条、第 45 条、第 46 条第１項、第 46 条の２第１項、第 46 条の３第１項第２号～第 12 号、第 46 条の４第２項第２号、第 46 条の７第１項第１号及び第２号、第 46 条の８第１項、第 48 条、第 49 条、第 50 条並びに別表第９号第１～第３
	第２条（無線局免許手続規則）新旧対照表中 第 26 条第１項第４号及び別表第９号第２
	第３条（無線設備規則）新旧対照表中 第 65 条第１項及び第２項並びに第 66 条
	附則第２条～第 12 条
高周波利用設備の技術基準の特例を定める告示	制定文、第１項～第８項及び附則
通信設備以外の高周波利用設備の電源端子及び有線通信端子における妨害波電圧並びに妨害波電流並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法等を定める告示	制定文、第１～第５及び附則
平成 14 年総務省告示第 544 号（高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）の一部を改正する告示	制定文、第１注１、第２の４及び 10～13 並びに附則

この他、全体を通して句読点の位置、インデント及び備考欄の修正、改正箇所の傍線・破線囲みの統一及びそれに伴う本文の修正を行っています。